

千曲市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

千曲市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

条例、規則等制定提案理由書

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市特別支援教育就学奨励費支給要綱</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文科大臣裁定)の一部改正により、対象になる就学者が、国のGIGAスクール構想に基づき、今年度配布された1人1台端末で家庭学習するための通信費(通信機器の購入・レンタル費用含む)費用を年間一律に交付されることが支給項目に追加されたため、市でも所要の改正を行う。</p>	

千曲市特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成 15 年千曲市教育委員会告示第 11 号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(支給対象経費)</p> <p>第2条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(支給対象経費)</p> <p>第2条 支給対象経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）</u></p>